○関東地方整備局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　埼玉県比企郡川島町かわじま一丁目一〇番地先から北本市石戸宿二丁目一七五番一地先まで　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十八日

○北陸地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市平林字柳原五五番一から同市平林字高屋敷一三〇八番一まで	前	一五・二五～三〇・七五メートル	〇〇・二五六キロメートル
	後	一五・五〇～三一・五〇メートル	〇〇・二五六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　村上市平林字柳原五五番一から同市宿田字御伊勢前一〇五七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十六日

○北陸地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
金沢市今町ホ三一番一から白山市乾町一五五番一まで	前	BA 二一・五〇～一一四・五〇メートル	一六・八三〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 二一・五〇～一一四・五〇メートル	一六・八三〇キロメートル	
		BA 二七・〇〇～四八七・〇〇メートル	九・二三〇キロメートル	
		BA 二七・〇〇～四八七・〇〇メートル	九・二三〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号及び百五十九号　金沢市神谷内町ヨ五一番一から同市神谷内町子九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十七日

○北陸地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　高速自動車国道

(二) 路線名　日本海沿岸東北自動車道

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市南新保字抜田三六二番から同市牧目字田屋道二五八〇番まで	前	一一・五〇～一八一・五〇メートル	七・一九八キロメートル
	後	一一・五〇～一八一・五〇メートル	七・一九八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

日本海沿岸東北自動車道　村上市南新保字抜田三六二番から同市牧目字田屋道二五八〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十八日

○北陸地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年北陸地方整備局告示第百三十二号村上都市計画道路事業三・四・四号泉町羽黒町線他一線

三　事業施行期間　自平成十六年十二月九日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日　北陸地方整備局長　前川　秀和